

平成28年度 第1回

つがる市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会

議 事 録

つがる市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会議事録

開催日時

平成28年8月25日（水）午後1時30分～

招集場所

つがる市役所3階 第1会議室

出席委員 9名

会長 倉光 弘昭

副会長 山本 康樹（代理出席 小山内 健二）

委員 盛高 健太郎（代理出席 笹尾 清貴）

委員 工藤 三千輝

委員 大高 常孝

委員 白戸 英行

委員 尾野 宏裕

委員 三上 博昭

委員 鈴木 隆

欠席委員 1名

委員 福土 敬一

事務局

つがる市経済部長 山内 信昭

つがる市経済部農林水産課長 工藤 睦郎

つがる市農業委員会事務局次長 木村 浩幸

つがる市総務部企画調整課課長補佐 葛西 明仁

つがる市経済部農林水産課課長補佐 吉田 真也

つがる市経済部農林水産課主幹 菊池 嘉人

案件

- 1 つがる市再生可能エネルギー基本計画について
- 2 その他

会議の概要

事務局

開会宣言

倉光会長

【会長あいさつ】

案件1 つがる市再生可能エネルギー基本計画について

倉光会長

それでは、「つがる市再生可能エネルギー基本計画について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。

事務局

これまでの経緯について、分科会にて平成27年5月8日、平成28年2月17日、平成28年7月13日の3回協議しました。そこでまとめた基本計画について、協議していただきたいと考えています。

【つがる市再生可能エネルギー基本計画について説明】

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

つがる市の位置や気候、再生可能エネルギーや農林水産業の振興、基本方針を記載。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

風力発電施設 11 か所と変電所 1 か所の所在と面積を記載。詳細については、図面のとおり。風力発電施設の2号機については、場所の移動があり、農地転用が不要な土地のみ計画に掲載。農地転用が必要な部分については、農振除外の状況を見ながら、基本計画の追加変更を行い、再度、協議会で審査。

3 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

設備の規模は、11か所で25,290 kW。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

発電事業者の売電収益の一部を基金化し、農林水産業の地域振興策に活用。金額は、15年目までは年額500万円、16年目からは年額2,500万円。事業者から提出された資金回収計画は、分科

会にて、日立キャピタル株式会社に事業に問題はないと確認済み。農林水産業の地域振興策の案については、資料に掲載した案を行う予定。市内2農業協同組合、車力漁業協同組合、市農業委員会、各地区の自治会連合会に要望を伺ったところ、特に多かった農道の舗装について、優先的に行いたい。

5 自然環境の保全と調査その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

環境影響評価法の対象事業(第一種事業)であるため、環境影響評価書の届出をもって代替とすることにしており、事業者から写しが提出されている。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

すべてが本市に設置されるため、現状の計画では、固定資産税による増収は20年間で8億円程度と見込まれている。また、発電設備の建設については地元企業優先での初期工事が行われることから、地元産業の発展も見込まれる。

また、事業者からの認定設備整備計画の進捗及び結果の報告や情報収集、関係機関と意見交換について記載。

7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者による発電事業終了後の発電設備撤去及び原状回復の義務、原状回復に係る費用の全額負担を記載。

また、設備整備計画の内容には賃貸借の場合の原状回復を記入する欄があるが、まほろば風力発電株式会社では、土地を購入するため、協定書を取り交わすこととした。内容として、事業終了後の原状回復について、発電施設の地上部分と地表面から3メートル以深の基礎杭以外は全て撤去することとした。

8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

ホームページによる周知、設備整備計画の認定、認定の取り消し、発電設備の整備を促進する区域の設定、区域外の関係者との連携を記載。

倉光会長	<p>それでは、まほろば風力発電株式会社の笹尾委員からも説明等ございましたらお願いします。</p>
笹尾委員	<p>【委員から事業について説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集積化・大規模化に支障が無いように選定した。また、交通量の多い幹線道路等は避けている。 ・風力発電施設の2号機について、あらためて審査いただきたい。 ・農林漁業の健全な発展に資する取り組みについて、20年で2億円を予定。売電収入の1%程度。リース料支払いのため、15年目までは年額500万円、支払いが終了する16年目からは年額2,500万円。20年経過後、事業を継続する場合の積立費用として、16年目からリプレース費用を計上している。 ・農林漁業の健全な発展に資する取り組みについて、事業者としては、風車設置自治会を優先してほしい。 ・環境影響評価法の対象事業であるため、経済産業省の受理印のある評価書の届出書の写しを添付した。 ・発電設備の撤去について、土地を購入することから、賃貸借とは違い、報告義務がない。そのため、市と協議し、協定書を締結することとした。 ・事業終了後の原状回復について、地表面から3メートル以深の基礎杭の撤去は困難なため、それ以外全て撤去することとした。
倉光会長	<p>説明のありました基本計画案について、質疑等ありますでしょうか。</p>
小山内委員	<p>農業委員会委員から風力発電施設の耐用年数について説明を求められています。どの程度でしょうか。</p>
笹尾委員	<p>耐用年数は20年ですが、消耗部品では、3年程度で交換が必要なものもあります。発電機は過酷な状況で使用されるため、それよりも早く故障する可能性もあります。しかし、常に安全に稼働できるよう管理していきます。</p>
小山内委員	<p>20年で事業を終了しますか。</p>
笹尾委員	<p>社会状況や経済情勢をみて、継続できる状況であれば、リプレース費用を使用して、さらに事業を行うことも考えています。</p>

事務局	前回の協議会で、工藤委員から質問のあった、農繁期の工事について説明をお願いします。
笹尾委員	農繁期の工事については、建設地が農地のため、出来る限り農業者優先の使用とします。初期段階では工期を2年としていましたが、現在は農繁期を避け、3年の工期を予定しています。特に電源ケーブルを埋設する工事は、雪が積もる冬以外の農閑期を選んで行います。
倉光会長	他に意見が無ければ、基本計画の内容については原案のとおりとしてよろしいでしょうか。
委員	異議無し
倉光会長	全会一致により原案を協議会の合意とします。

案件2 その他

倉光会長	他に事務局から説明することはありますか。
事務局	【今後のスケジュールについて説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画について、市長へ報告。市の基本計画として策定。 ・基本計画を市ホームページで公表、国や県へ報告。 ・事業者から設備整備計画の提出。審査、県との協議、認定。 ・協定書の取り交わし。 ・風力発電施設2号機の場所変更による農振除外の状況を見ながら、再度協議会及び分科会の開催、基本計画の追加変更。
倉光会長	それでは、他にございますでしょうか。
委員	無し
倉光会長	無いようですので、これで協議を終了いたします。進行を事務局にお返しします。
事務局	閉会宣言